

徳島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年1月31日

徳島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、恵まれた自然条件を活かし、米、野菜、園芸による多品目の複合経営が特徴であり、農業産出額は県下で上位にある。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されていることから、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進していく必要がある。

南西部の中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用しながら取り組んでいく必要がある。

本市農業の特徴を活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、徳島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごと（状況変更があれば必要の都度）に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3, 5 5 1 ha	3 4 ha	0. 9 5 %
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3, 4 9 7 ha	3 0 ha	0. 9 %
目 標 (平成 36 年 4 月)	3, 4 2 6 ha	2 7 ha	0. 8 %

注1：遊休農地の割合は0.8%以下を目標とする。

注2：管内農地面積及び遊休農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査（農地パトロール）と利用意向調査の実施について
ア 農業委員と推進委員は、利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

- ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

- ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3, 5 5 1 ha	3 0 3 ha	8. 5 %
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3, 4 9 7 ha	3 5 0 ha	1 0. 0 %
目 標 (平成 36 年 4 月)	3, 4 2 6 ha	3 6 0 ha	1 0. 5 %

注 1 : 徳島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づくが、明確に把握可能な利用権設定の数値を集積目標とする。

注 2 : 管内農地面積及び集積面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 一人一筆運動について

農業委員・推進委員は、1 年間に一筆以上の農地集積・集約化に取り組む。

② 「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域における人と農地の問題・課題の解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員及び推進委員の立場で積極的に参画する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、市、県、農協、農地中間管理機構等と連携し、農地集積事業の普及に努める。

④ 個別訪問について

農業委員及び推進委員は、担当地区の高齢農業者を個別訪問し、今後の農業継続や農地の貸借の意向等について確認をする。

⑤ その他

年 3 回発行する農業委員会だより等を活用し、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、各地区を訪問して開催している農業相談会で農地の出し手と受け手のマッチングを行い農地の流動化を促進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (平成 29 年 4 月)	5 人	0 法人
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	10 人	1 法人
目 標 (平成 36 年 4 月)	15 人	2 法人

注：新規参入者数（個人・法人）については、青年等就農計画の認定を行った経営体としている。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県、農協、農地中間管理機構等と連携し、農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入（新規就農者、親元就農者、法人参画など）の促進を図る。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。